

弁護士が岐阜県提訴

廃タイル処理めぐり

産業廃棄物を扱う許可を得ていない業者に、破産管財人だったタイル製造会社の廃タイルの処理を依頼したとして、廃棄物処理法違反の疑いで岐阜県から告発された尾関恵一弁護士(67)が8日、告発は違法として1千万円の損害賠償と謝罪広告の掲載を県に求める訴えを岐阜地裁に起こした。

訴えなどによると、尾関弁護士は2007年3月～09年6月、破産したタイル製造会社の破産管財人を務め、清算業務の一環として廃タイルの処理を無許可の解体業者に依頼。県は今年5月、廃棄物処理法違反容疑で、尾関弁護士と業者を県警に告発した。

県警は尾関弁護士から注意で資料の提出を受けたるなどし、捜査を進めてくる。

提訴後の記者会見で、尾関弁護士は「処理責任は破産管財人ではなく、事業者である破産会社にある。告発は法律的な根拠を欠いたもので、県は十分な準備と検討をしたとは思えず、怒りを感じる」と主張した。